

「拉致問題を考える若者の集い in 長岡」
運営委託業務プロポーザル 審査要領

1 審査対象となる事業者

次の各号を全て満たす提案者を対象に審査を行う。

- (1) 実施要領に定める資格要件を満たす提案者
- (2) 実施要領に定める期限内に参加申込書及び企画提案書等を提出した提案者
- (3) 仕様書に基づき、適正に企画提案書を作成した提案者

2 審査項目及び配点

別添1「審査基準表」のとおり

※企画提案書に記載された内容の具体性、実現性及び論理性を重視して評価

3 審査方法

委員会の委員は、企画提案書等について、別添2「採点表」により評価を行う。

なお、委員が審査を行うに当たり、県から提案者に対し書面又は電話等により照会（ヒアリング）を行うことがある。

4 評価基準

| | 評価できない | どちらともいえない | 評価できる |
|-------------|--------|-----------|-------|
| ➤ 配点が5点の項目 | 0点 | 3点 | 5点 |
| ➤ 配点が10点の項目 | 0点 | 5点 | 10点 |
| ➤ 配点が15点の項目 | 0点 | 7点 | 15点 |

5 受託候補者の選定

委員の審査結果を踏まえ、委員会において最も優れた提案を行った者を受託候補者、次点の者を次点者として選定する。

6 契約の締結

県は最も優れた提案を行った者（受託候補者）と、本業務の委託契約について、別途内容を協議した上で契約を締結する。

なお、受託候補者との協議が整わない場合は、次点者と協議を行う。

7 その他

提案者が1者のみであった場合も、本要領に基づき審査を行う。